

記入例 1

退職後、新しい勤務先で特別徴収を継続する場合

例) ・年税額37,000円の場合
 ・令和8年9月30日退職
 ・9月分まで徴収済
 ・10月から新しい勤務先で徴収

令和8年						令和9年				
6月分		9月分		10月分		5月分				
4,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
13,000円 (前事業所での特別徴収)						24,000円 (新事業所での特別徴収)				

① (ア) 年税額：37,000円

② (イ) 徴収済額
 上段：6月から9月まで
 下段：13,000円

③ (ウ) 未徴収税額
 上段：10月から5月まで
 下段：24,000円

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
◎異動（退職・転勤・休職など）があった場合には翌月の10日までに必ず提出してください。

令和 年 月 日提出	所在地 〒753-8650 山口市亀山町2番1号	特別徴収義務者 指定番号 97123453
ふりがな 山口市長宛	氏名 かみやま しょうじ 亀山商事	所属 かみやま たろう 人事部
個人番号 1987654321098	電話番号 083-934-2735	担当 亀山 太郎
ふりがな 山口 市子	特別徴収税額 (ア) 37,000円	異動年月日 R8年 1月 30日
生年月日 T. 45年 5月 14日	徴収済額 (イ) 13,000円	異動の事由 1. 退職
個人番号 123456789102	未徴収税額 (ウ) 24,000円	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続
受給者番号 9876	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. 住所誤報 8. その他	異動後の未徴収税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収
1月1日現在の住所 山口市小郡下郷609番地	異動後の住所 同上	

④ 異動年月日
 : 退職や転勤した年月日を記入

⑤ 異動の事由
 : 該当の事由を番号で記入

⑥ 異動後の未徴収税額の徴収方法
 : 1 (特別徴収継続) を記入

⑦ 新しい勤務先へ確認済の場合は記入
 : 特別徴収を開始できる月及び納入期限
 : 月割額を連絡している場合は連絡済
 を○で囲む
 ※納入期限とは納入月の翌月10日です。

⑧ 新しい勤務先の情報を記入

① 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号 60000001	法人番号 2345678910123	新しい勤務先には、月割額 3,000円を 10月分 (11月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう (連絡済 未連絡) です。
所在地 〒754-1292 山口市阿知須2743番地	所属 総務	受給者番号 1234
ふりがな つるもり せつび	氏名 鶴森 幸子	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要
氏名 鶴森 設備	電話番号 083-933-1083	

② 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和9年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分 (月10日納入期限分) で 納入します。
--	--------------	--------------------------	---

③ 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和8年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和9年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため ⇒[相続人代表]住所	氏名 (続柄)	市記入欄 ※記入しないでください 旧年度 新年度
--	------------	-----------------------------------